

## 第5章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施する。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

### 第1節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、この計画に定める。

#### 第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用等により、災害に関する情報の収集及び伝達に努める。

防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に共有する。

##### 1 町の災害情報等収集及び連絡

(1) 町長は、災害時は、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を釧路総合振興局長に報告する。

なお、災害発生場所の報告については、地図等、場所の特定ができる資料を添付するよう努める。

(2) 町長は、気象等警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておく。

(3) 自治会長等は、地域内の住民と協力して警戒に当たり、情報の早期把握に努めるとともに災害が発生したときは、直ちに町又はその他の関係機関に通報する。

##### 2 災害等の内容及び通報の時期

(1) 本部設置

ア 本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、関係する防災関係機関へ通報する。

イ 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を

図るため、必要に応じて当該本部に連絡要員を派遣する。

(2) 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により釧路総合振興局を通じて道（危機対策課）へ通報する。

- ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
- イ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時ただちに
- ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

(3) 町の通報

- ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況を道（釧路総合振興局経由）及び国（消防庁経由）に報告する。
- イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道（釧路総合振興局経由）及び国（消防庁経由）への報告に努める。

3 被害状況報告

災害が発生した場合、町長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、道知事（釧路総合振興局長経由）に報告する。

ただし、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第1報については、直接消防庁にも報告する。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

また、町長は通信の途絶等により道知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。

確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

○資料編 [条例・規則等] 資料14 災害情報等報告取扱要領

[各種様式] 別記第1号様式 災害情報報告

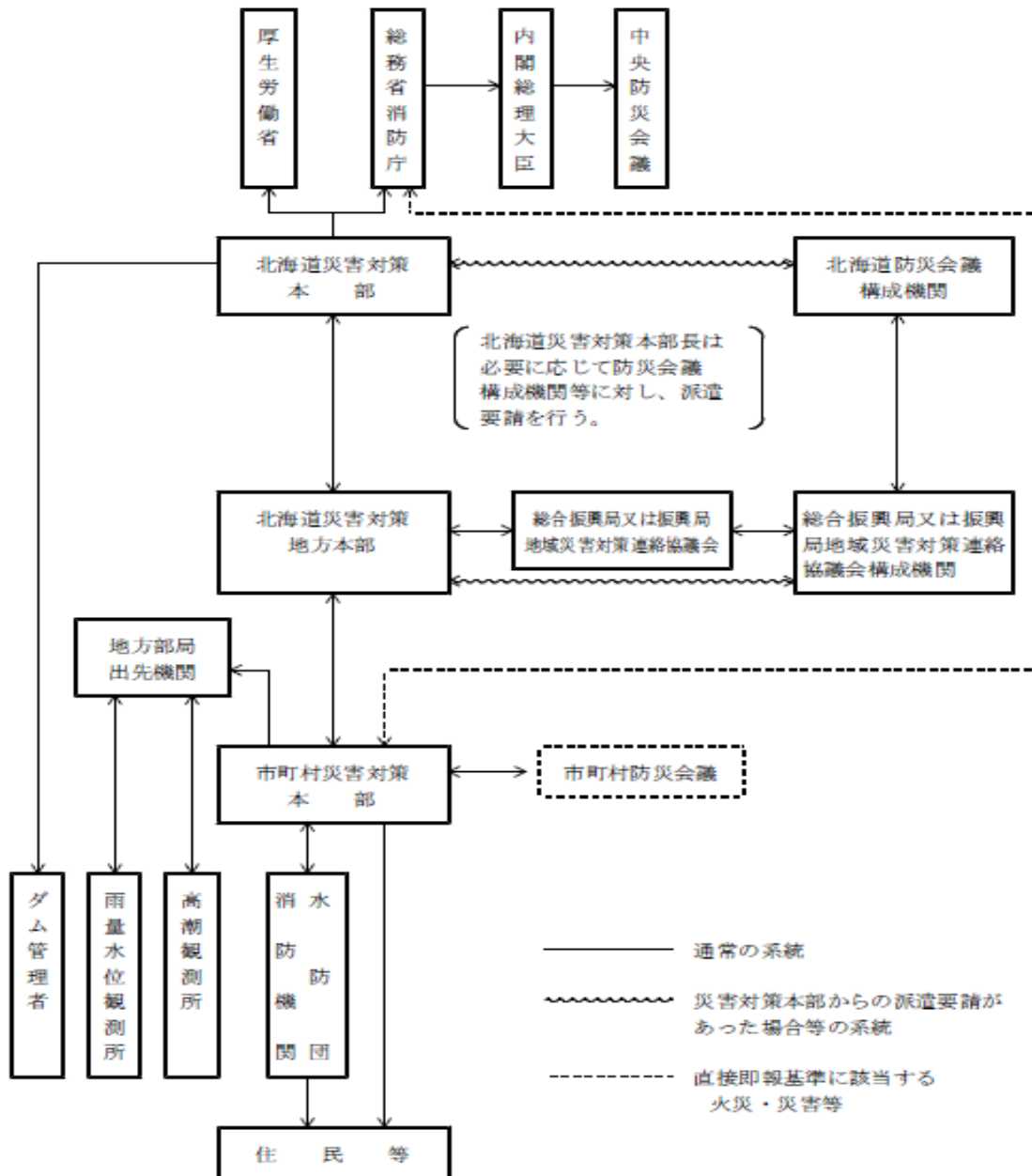
別記第6号様式 被害状況報告（速報・中間・最終）

●消防庁への直接即報基準

| 区 分       |   | 直 接 即 報 基 準   |
|-----------|---|---|
| 火災等即報     | 交通機関の火災   | ○ 航空機、船舶、列車、自動車の火災で次に掲げるもの<br>ア 航空機火災<br>イ タンカー火災<br>ウ 船舶火災であって社会的影響度が高いもの<br>エ トンネル内車両火災<br>オ 列車火災   |
|           | 危険物等に係る事故   | ○ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）<br>ア 死者（交通事故によるものを除く。）又は、行方不明者が発生したもの、負傷者が5名以上発生したもの<br>イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの<br>ウ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの<br>・海上、河川へ危険物が流出し、防徐・回収等の活動を要するもの<br>・500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等<br>エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの<br>オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災 |
|           | 原子力災害等  | ア 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの<br>イ 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの<br>ウ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの<br>エ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの   |
|           |   | ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災  |
|           |   | 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故   |
|           | 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）   |   |
| 救急・救助事故即報 | ○ 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの<br>ア 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故<br>イ バスの転落による救急・救助事故<br>ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故<br>エ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故<br>オ その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの |   |
| 武力攻撃即報    | ○ 国民保護法第2条第4項に規定する災害、すなわち武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害<br>○ 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接的又は間接的に生じる火との死亡又は負傷、火事、爆発、放射能物質の放出その他の人的又は物的災害                |   |
| 災害即報      | ○ 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない）<br>○ 津波、風水害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの   |   |

※備考 国民保護法とは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第12号）をいう。

4 災害情報等連絡系統図



5 情報の分析整理

町及び道は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関係技術の導入に努める。

## 第2節 災害通信計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等についての計画は、次のとおりである。

### 第1 通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、町は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話株式会社等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとし、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

### 第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

第1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行う。

#### 1 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意しなければならない。

#### 2 電報による通信

##### (1) 非常扱いの電報（非常電報）

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報である。

##### (2) 緊急扱いの電報（緊急電報）

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報である。

なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

##### (3) 非常電報・緊急電報の利用方法

ア 115番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。

イ NTTコミュニケータが出たら

(ア) 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

(イ) あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

(ウ) 届け先、通信文等を申し出る。

##### (4) 電気通信事業法及び東日本電信電話株式会社の契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

| 電報の内容      | 機関等        |
|------------|------------|
| 非常扱いの通話と同じ | 非常扱いの通話と同じ |

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

| 電報の内容                               | 機関等           |
|-------------------------------------|---------------|
| 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項 | 船舶と別に定めた病院相互間 |
| 他は緊急扱いの通話と同じ                        | 他は緊急扱い通話と同じ   |

### 3 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 町の通信施設

- ア 北海道総合行政情報ネットワーク
- イ 町同報系防災行政無線
- ウ 町移動系行政無線
- エ 衛星通信

#### (2) 陸上自衛隊の通信施設

北部方面総監部、師団・旅団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経て行う。

#### (3) 警察電話による通信

厚岸警察署の専用電話又は無線電話を利用して通信相手機関に最も近い警察機関を経て行う。

#### (4) 鉄道電話による通信

鉄道所属の電話により最寄りの駅（JR厚岸駅）、又は保線所から通信相手機関に最も近い駅、保線所等を経て行う。

#### (5) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記の(1)から(4)までに掲げる各通信系を使用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、事業用無線通信局及び北海道地方非常通信協議会加入無線局、アマチュア無線局等による通信を利用して行う。

#### (6) 消防無線による通信

釧路東部消防組合浜中消防署、浜中消防団の消防無線を活用して、現場出場隊、広域応援隊、緊急消防援助隊と通信する。

### 4 通信途絶時等における措置

#### (1) 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、1から3までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずる。

- ア 貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局
- イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口頭又は電話等で迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(2) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

- ア 移動通信機器の借受を希望する場合
  - (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
  - (イ) 借受希望機種及び台数
  - (ウ) 使用場所
  - (エ) 引渡場所及び返納場所
  - (オ) 借受希望日及び期間
- イ 移動電源車の借受を希望する場合
  - (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
  - (イ) 台数
  - (ウ) 使用目的及び必要とする理由
  - (エ) 使用場所
  - (オ) 借受期間
  - (カ) 引渡場所
- ウ 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合
  - (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
  - (イ) 希望エリア
  - (ウ) 使用目的
  - (エ) 引渡場所及び返納場所
  - (オ) 借受希望日及び期間
- エ 臨機の措置による手続きを希望する場合
  - (ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
  - (イ) (ア)に係る申請内容

(3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話） 011-747-6451

### 第3節 災害広報・情報提供計画

町が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、この計画の定めるところによる。

#### 第1 災害情報等の収集

災害情報等の収集については、本章第1節「災害情報収集・伝達計画」によるほか、次の方法による。

- 1 総務対策部総務班及び記録班派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集
- 2 報道機関その他関係機関の取材による資料の収集
- 3 その他災害の状況に応じ、職員の派遣による資料の収集

#### 第2 災害広報及び情報等の提供の方法

町は、災害時において、被災地住民をはじめとする地域住民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を提供するよう努める。

#### 第3 住民等に対する広報

##### 1 町の広報

町は、町内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難所等、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、ボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

##### 2 広報活動

町は、報道機関（ラジオ、テレビ、新聞等）への情報提供をはじめ、町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報誌、町ホームページやSNS等、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

なお、広報活動の実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

また、町は、北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（Jアラート）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運業者への協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。前記に加え、



災害現場における住民懇談会等によって、地域住民や被災者の意見、要望、相談を広聴し、災害対策に反映させる。

### 3 広報事項

広報事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害に関する情報及び関係機関、住民に対する注意事項
- (2) 災害応急、恒久対策とその状況
- (3) 災害復旧対策とその状況
- (4) 災害地を中心とした交通に関する状況
- (5) その他必要な事項

### 第4 報道機関に対する情報の発表

収集した災害情報等に基づき、報道機関に対して主に次の事項を発表する。

また、災害時には、新聞・テレビ・ラジオ放送等報道機関が行う独自の取材活動に対して、情報・資料を提供し、協力する。

- 1 災害の種別（名称）及び発生年月日
- 2 災害発生場所又は被害激甚地域
- 3 被害状況
- 4 町における応急対策の状況
- 5 地域住民及び被災者に対する注意及び協力要請
- 6 本部の設置又は廃止
- 7 救助法適用の有無

### 第5 被災者相談所の開設

町長は必要と認めたときは、被災者のための相談所を開設し、り災者の相談に応ずる。

### 第6 安否状況の提供の方法

#### 1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせた上で行う。
- (2) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、マイナンバーカード等の本人確認資料の提示又は提出を求めること等により、照会者が本人であることを確認する。
- (3) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき等、一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができる。

|   | 照会者と照会に係る被災者との間柄   | 照会に係る被災者の安否情報   |
|---|--|---|
| ア | <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の同居の親族<br/>(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の居所</li> <li>被災者の負傷若しくは疾病の状況</li> <li>被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</li> </ul> |
| イ | <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の親族（アに掲げる者を除く。）</li> <li>被災者の職場の関係者その他の関係者</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の負傷又は疾病の状況</li> </ul>   |
| ウ | <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者について保有している安否情報の有無</li> </ul>  |

(4) 町は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるとき等の一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができる。

## 2 安否情報を回答するに当たっての対応

町は安否情報を回答するときは、次のとおり対応する。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努める。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、道、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

## 第4節 避難対策計画

災害時において地域住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、この計画の定めるところによる。

### 第1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山(崖)崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発令時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難を発令する必要がある。

#### 1 町長（基本法第60条）

(1) 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体かを災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

ア 避難のための立ち退きの指示

イ 必要に応じて行う立ち退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ 緊急安全確保措置の指示

エ 大津波警報（特別警報）等津波の発生予報が発せられた場合、直ちに高台等の安全な場所へ避難させる等の措置

(2) 町長は、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

(3) 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに釧路総合振興局長を通じて道知事に報告する。（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）

#### 2 水防管理者（水防法第29条）

(1) 水防管理者（町長）は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

(2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を釧路総合振興局長に速やかに報告するとともに、厚岸警察署長にその旨を通知する。

**3 道知事又はその命を受けた職員(基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条)**

(1) 道知事(釧路総合振興局長)又は道知事の命を受けた職員は、洪水、津波、高潮の氾濫若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立ち退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立ち退きの指示をすることができる。

また、道知事(釧路総合振興局長)は洪水、高潮、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立ち退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。

(2) 道知事は、災害発生により町長が避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は、町長に代わって実施する。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、本章第14節「輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する。

**4 警察官又は海上保安官(基本法第61条、警察官職務執行法第4条)**

(1) 警察官又は海上保安官は、1の(2)により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立ち退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立ち退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を町長に通知する。

(2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告する。

**5 自衛隊(自衛隊法第94条等)**

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害時において、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいなくときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第4条)
- (2) 他人の土地等への立入(警察官職務執行法第6条第1項)
- (3) 警戒区域の設定等(基本法第63条第3項)
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第64条第8項)
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令(基本法第65条第3項)

## 第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

### 1 連絡

町、道(釧路総合振興局)、厚岸警察署、釧路海上保安部及び自衛隊は、法律又は町防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡する。

### 2 助言

町は、避難のための立ち退き又は緊急安全確保の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している釧路地方気象台等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求められることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築する等、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

### 3 協力、援助

町長は、防災関係機関に、避難者の誘導や事後の警備措置等避難の措置について協力を求める。

## 第3 避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、釧路東部消防組合浜中消防署等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文内容を工夫することや、その対象者を明確にして、町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等をはじめ、複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に伝達し、迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者（災害時要援護者）の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

### 1 指示の事項

- (1) 避難の指示、緊急安全確保措置の指示又は高齢者等避難の理由及び内容
- (2) 避難場所及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等
- (4) 携行品等その他の注意事項

ア 携行品は、避難に際し支障のないようにする。

（食料・水・タオル・チリ紙・着替え・救急薬品・懐中電灯・携帯ラジオ等）

イ 避難する場合は、戸締りに注意するとともに、火気危険物等の始末（消火、ガスの元栓の閉め等）を徹底し、火災が発生しないようにする。

ウ 雨具・防寒用具を携行する。

## 2 伝達方法

(1) 町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）による伝達

町は、住民等への的確な情報伝達を図るため、町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）により伝達する。ただし、防災行政無線は、様々な条件によって聞こえにくい場合があるため、電話、広報車等による伝達等で補完する。

(2) 広報車による伝達

釧路東部消防組合浜中消防署、厚岸警察署等の広報車を利用し、該当地区を巡回して伝達する。

(3) ラジオ、テレビ放送等による伝達

NHK・民間放送局に対し避難指示を発令した旨を連絡し、住民に伝達すべき事項を提示するとともに放送するよう協力を依頼する。

(4) 電話による伝達

電話等により、住民組織、官公署、会社等に連絡する。

(5) 伝達員による個別伝達

避難指示が夜間、停電時、風雨が激しい場合等のため、全家庭に対する周知が困難であると予想されるときは、消防職員、消防団員等で班を編成し、個別に伝達する。

(6) 地域への伝達依頼

自治会及び住民組織等に対して、電話等により伝達を依頼する。

(7) 避難信号による伝達（※水防計画に定める第4信号による。）

| 区分   | 方法 | サイレン                     | 摘要                                |
|------|----|--------------------------|-----------------------------------|
| 第4信号 |    | ●－休止－●－休止<br>1分－5秒－1分－5秒 | 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号。 |

(8) 伝達手段の多重化・多様化

緊急速報メール、ツイッター、フェイスブック等のSNSの活用を推進し、伝達手段の多重化・多様化に努める。

第4 避難指示等の発令基準

1 避難指示等発令の定義

| 区分     | 発令の状況   | 住民に求める行動  |
|--------|---|---|
| 高齢者等避難 | 災害が発生するおそれがある状況、災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等は危険な場所から避難する</li> <li>・高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれる。</li> <li>・「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。</li> <li>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、自主的に避難するタイミングである。</li> </ul> |
| 避難指示   | 災害が発生するおそれが高い状況、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住者等は危険な場所から全員避難する。</li> <li>・「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。</li> </ul>   |
| 緊急安全確保 | 災害が発生又は切迫している状況、居住者等に対し「立退き避難」から「緊急安全確保」を中心とした避難行動を即した場合に発令 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する必要がある。</li> <li>・具体的な避難行動は「緊急安全確保」である。</li> </ul>  |

2 避難指示等を判断する情報

避難指示等を判断するに当たっては、気象・地象情報及び巡視活動並びに異常現象の通報等を勘案し、総合的に判断する。

### 3 避難指示等判断基準及び対象地域

#### (1) 水害（河川の氾濫）

| 区分       | 発令基準  | 対象地域                                     |
|----------|---|--|
| 高齢者等避難   | <p><b>【日中】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報（浸水害）が発表され、避難の準備又は事前に避難を要すると判断されたとき。</li> <li>消防署や消防団等から避難の必要性に関する通報があったとき。</li> <li>巡視活動から、浸水害の切迫性があると判断したとき。</li> </ul> <p><b>【夜間・早朝】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予想雨量や実況雨量から、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される時。</li> <li>台風等が夜間から明け方に接近、又は、通過し、多量の降雨が予想される時。</li> </ul> | 巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。             |
| 避難指示     | <p><b>【日中】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報（浸水害）が発表され、近隣で浸水が拡大し床下浸水のおそれがある時。</li> <li>消防署や消防団等から避難の必要性に関する通報があったとき。</li> <li>浸水の発生に関する情報が住民等から通報されたとき。</li> <li>巡視活動から、浸水害の切迫性があると判断したとき。</li> </ul> <p><b>【夜間・早朝】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報及び降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される時。</li> </ul>        | 巡視活動や浸水の発生に関する情報を踏まえて適宜状況を勘案し、対象地域を決定する。 |
| 避難指示等の解除 | <ul style="list-style-type: none"> <li>巡視活動から水位が十分に下がっていることが確認でき、さらに、上流域での降雨がほとんど無い場合を基本とする。</li> </ul>   |  |

#### (2) 水害（内水氾濫）

| 区分     | 発令基準   | 対象地域                         |
|--------|--|------------------------------|
| 高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none"> <li>巡視活動や地域住民からの通報から、床上浸水や道路冠水等の被害の切迫性があり、屋内での安全確保措置では身体の危険が及ぶ可能性がある時判断したとき。</li> </ul> | 巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。 |



| 区分       | 発令基準   | 対象地域                         |
|----------|--|------------------------------|
| 避難指示     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視活動や地域住民からの通報から、床上浸水や道路冠水が発生し、屋内での安全確保措置では身体の危険が及ぶ可能性があるとして判断したとき。</li> </ul> | 巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。 |
| 避難指示等の解除 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視活動から水位が十分に下がっていることが確認でき、さらに、町において、今後、降雨がほとんど無い場合を基本とする。</li> </ul>           |                              |

(3) 土砂災害

| 区分       | 発令基準  | 対象地域  |
|----------|---|---|
| 高齢者等避難   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報（土砂災害）が発表されたとき。</li> <li>・巡視活動から、土砂災害の切迫性があると判断したとき。</li> </ul>   | 北海道土砂災害警戒システムの判定メッシュ情報（以下「メッシュ情報」という。）で大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（赤又は橙） |
| 避難指示     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報が発表されたとき。</li> </ul>  | メッシュ情報土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域及びその周辺の大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（赤及びその周辺の橙）  |
|          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視活動から土砂災害の切迫性があると判断したとき。</li> <li>・土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。</li> </ul>   | 当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場所を含む。）                  |
| 避難指示等の解除 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本とするが、土砂災害は、降雨が終わった後であっても災害が発生することがあるため、今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、巡視活動や情報収集を行うなど、現地の状況を踏まえ総合的に判断を行う必要がある。</li> </ul> |   |

(4) 地震

| 区分       | 発令基準  | 対象地域               |
|----------|---|--------------------|
| 避難指示     | <ul style="list-style-type: none"> <li>地震による大規模火災が発生し、被害拡大のおそれが高まったとき。</li> <li>地震により家屋の損壊やライフラインの被災によって、その地域に居住することが困難なとき。</li> <li>余震による被害拡大のおそれがあるとき。</li> </ul> | 適宜状況を勘案し対象地域を決定する。 |
| 避難指示等の解除 | <ul style="list-style-type: none"> <li>当該地域の被災状況を踏まえ、総合的に判断を行う。</li> </ul>  |                    |

(5) 津波

| 区分       | 発令基準   | 対象地域                  |
|----------|--|-----------------------|
| 高齢者等避難   | <ul style="list-style-type: none"> <li>津波注意報等が予想され、避難の準備又は事前避難を要すると判断したとき。</li> </ul>  | 津波により浸水が想定される区域       |
| 避難指示     | <ul style="list-style-type: none"> <li>大津波警報（特別警報）が発表されたとき。</li> </ul>   | 最大クラスの津波により浸水が想定される区域 |
|          | <ul style="list-style-type: none"> <li>津波警報が発表されたとき。</li> </ul>  | 津波により浸水が想定される区域       |
| 避難指示等の解除 | <ul style="list-style-type: none"> <li>当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報及び津波警報が解除された段階を基本とする。ただし、浸水被害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本とする。</li> </ul> |                       |

(6) 暴風

| 区分     | 発令基準  | 対象地域                         |
|--------|---|------------------------------|
| 高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none"> <li>暴風警報が発表されている状況であり、台風や温帯低気圧が夜間から明け方に接近、又は、通過し、暴風による被害が予想されるとき。</li> <li>巡視活動から、暴風による被害の切迫性があると判断したとき。</li> </ul>  | 巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。 |
| 避難指示   | <ul style="list-style-type: none"> <li>暴風特別警報が発表されたとき。（暴風により避難が困難となる前に発令する。）</li> <li>台風の接近や上陸の24時間程度前から暴風特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報等により周知されたとき。</li> <li>巡視活動から、暴風による被害の切迫性があると判断したとき。</li> </ul> | 巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。 |

| 区分       | 発令基準  | 対象地域 |
|----------|---|------|
| 避難指示等の解除 | <ul style="list-style-type: none"> <li>当該地域の暴風特別警報や暴風警報が解除された段階を基本とするが、巡視活動や情報収集を行う等、現地の状況を踏まえ総合的に判断を行う。</li> </ul> |      |

## (7) 暴風雪

| 区分       | 発令基準   | 対象地域                         |
|----------|--|------------------------------|
| 高齢者等避難   | <ul style="list-style-type: none"> <li>暴風雪警報が発表されている状況であり、急速に発達した低気圧が夜間から明け方に接近、又は、通過し、暴風雪による被害が予想されるとき。</li> <li>巡視活動から、暴風による被害の切迫性があると判断したとき。</li> </ul>   | 巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。 |
| 避難指示     | <ul style="list-style-type: none"> <li>暴風雪特別警報が発表されたとき。<br/>(暴風雪により避難が困難となる前に発令する。)</li> <li>低気圧の接近、又は上陸の24時間程度前から暴風雪特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報等により周知されたとき。</li> <li>巡視活動から、暴風による被害の切迫性があると判断したとき。</li> </ul> | 巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。 |
| 避難指示等の解除 | <ul style="list-style-type: none"> <li>当該地域の暴風雪特別警報や暴風雪警報が解除された段階を基本とするが、巡視活動や情報収集を行う等、現地の状況を踏まえ総合的に判断を行う。</li> </ul>  |                              |

## (8) 大雪

| 区分       | 発令基準   | 対象地域                         |
|----------|--|------------------------------|
| 高齢者等避難   | <ul style="list-style-type: none"> <li>大雪警報が発表されている状況であり、発達した低気圧が夜間から明け方に接近、又は、通過し、暴風雪による被害が予想されるとき。</li> <li>巡視活動から、暴風による被害の切迫性があると判断したとき。</li> </ul> | 巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。 |
| 避難指示     | <ul style="list-style-type: none"> <li>大雪特別警報が発表されたとき。(大雪により避難が困難となる前に発令する。)</li> <li>巡視活動から、暴風による被害の切迫性があると判断したとき。</li> </ul>                         | 巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。 |
| 避難指示等の解除 | <ul style="list-style-type: none"> <li>当該地域の大雪特別警報や大雪警報が解除された段階を基本とするが、巡視活動や情報収集を行う等、現地の状況を踏まえ総合的に判断を行う。</li> </ul>                                    |                              |

## (9) 高潮

| 区分       | 発令基準   | 対象地域                         |
|----------|--|------------------------------|
| 高齢者等避難   | <p>高潮注意報が発表されている状況であり、なおかつ次のいずれかに該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警報に切替える可能性が言及され、かつ、各種気象情報等において波浪の影響により被害が想定されるとき。</li> <li>・ 台風情報で、台風の暴風域が町にかかると予想されている。又は台風が町に接近することが見込まれるとき。</li> <li>・ 巡視活動から、高潮による被害の切迫性があると判断したとき。</li> </ul> | 巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。 |
| 避難指示     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高潮警報又は高潮特別警報が発表されたとき。</li> <li>・ 台風や同程度の温帯低気圧が接近、24時間程度前から特別警報の可能性がある旨、府県気象情報等により周知されたとき。</li> <li>・ 巡視活動から、暴風による被害の切迫性があると判断したとき。</li> </ul>   | 巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。 |
| 避難指示等の解除 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該地域の高潮特別警報や高潮警報が解除された段階を基本とするが、浸水被害が発生した場合には、住宅地等での浸水が解消したかを確認するとともに、巡視活動や情報収集を行う等、現地の状況を踏まえ総合的に判断を行う。</li> </ul>  |                              |

## (10) 波浪

| 区分     | 発令基準  | 対象地域                         |
|--------|---|------------------------------|
| 高齢者等避難 | <p>波浪注意報が発表されている状況であり、なおかつ次のいずれかに該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警報に切替える可能性が言及され、かつ、各種気象情報等において波浪等の影響により被害が想定されるとき。</li> <li>・ 台風情報で、台風の暴風域が町にかかると予想されている。又は台風が町に接近することが見込まれるとき。</li> <li>・ 巡視活動から、高潮による被害の切迫性があると判断したとき。</li> </ul> | 巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。 |

| 区分       | 発令基準  | 対象地域                         |
|----------|---|------------------------------|
| 避難指示     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・波浪警報又は波浪特別警報が発表されたとき。</li> <li>・台風や同程度の温帯低気圧が接近、24時間程度前から特別警報の可能性がある旨、府県気象情報等により周知されたとき。</li> <li>・巡視活動から、暴風による被害の切迫性があると判断したとき。</li> </ul> | 巡視活動等を踏まえて適宜状況を勘案し対象地域を決定する。 |
| 避難指示等の解除 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域の波浪特別警報や波浪警報が解除された段階を基本とするが、浸水被害が発生した場合には、住宅地等での浸水が解消したかを確認するとともに、巡視活動や情報収集を行う等、現地の状況を踏まえ総合的に判断を行う。</li> </ul>                          |                              |

●警戒レベル

| 警戒レベル  | 住民がとるべき行動  | 住民に行動を促す情報               |
|--------|--|--------------------------|
|        |  | 避難情報等                    |
| 警戒レベル5 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> </ul>  | 緊急安全確保<br>※必ず発令される情報ではない |
| 警戒レベル4 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>   | 避難指示                     |
| 警戒レベル3 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。</li> </ul> | 高齢者等避難                   |
| 警戒レベル2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に備え自らの避難行動を確認する。</li> </ul>  | 大雨・洪水・高潮注意報              |
| 警戒レベル1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害への心構えを高める。</li> </ul>  | 早期注意情報                   |

## 第5 避難方法

### 1 避難誘導

避難誘導は、町職員、消防職員、消防団員、警察官等が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立ち退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

また、町職員、消防職員、消防団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。

### 2 移送の方法

(1) 避難は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、町は車両等によって移送する。

なお、車両等による集団輸送が必要な場合は、本章第14節「輸送計画」に準じる。

(2) 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道（釧路総合振興局）に対し、応援を求める。

## 第6 避難行動要支援者の避難行動支援

### 1 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難行動要支援者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

### 2 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

### 3 避難所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援等関係者から避難所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- (1) 指定避難所等への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所

### 4 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

## 5 在宅者への支援

町は、避難行動要支援者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

## 6 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

## 第7 避難する道路及び避難場所等の安全確保

地域住民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難する道路や避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

## 第8 被災者の生活環境の整備

町は、速やかな避難所等の供与及び避難所等における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努める。

また、避難所等に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所等に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

## 第9 避難所等の開設

町は、災害時は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて避難所等を開設し、住民等に対して周知徹底を図るものとする。

- 1 町は、災害の現象に応じ、洪水、土砂災害、地震による二次災害の危険性を十分配慮し、必要に応じ、避難所等を開設する。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設する。

- 2 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、待避所やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、多様な避難所等の確保に努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人に家等への避難を促す。
- 3 町は、避難所等を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- 4 町は、避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所等を設置・維持することの適否を検討する。

- 5 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所等が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所等の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法（昭和23年法律第186号）第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。
- 6 町、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、旅館等の活用等も含めて検討するよう努めるものとする。
- 7 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。

- 資料編 [各種資料]
- 資料36 避難階段、避難経路
  - 資料37 指定避難所
  - 資料38 指定緊急避難場所
  - 資料39 広域避難場所
  - 資料41 待避所

#### 第10 避難の準備、携帯品の制限等

避難の準備、携帯品の制限等については、次の事項について周知徹底を図る。

- (1) 避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全にすること。
- (2) 会社、工場等にあっては浸水その他の被害による油脂類の流失防止及び発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を行うこと。
- (3) 避難者の携行品は、避難に際し支障のないようにする。
- (4) 服装は身軽にし、防寒具又は雨具を携行すること。

#### 第11 避難所等の運営管理等

- 1 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。  
また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- 2 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。  
なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営



業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。

- 3 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。
- 4 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- 5 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 6 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、町に対する助言・支援に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。  
また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- 7 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。
- 8 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全等に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- 9 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

10 町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館等への移動を避難者に促すものとする。

特に、要配慮者に対しては、予め「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を締結し、その施設を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。

11 町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

12 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。

13 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。

14 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局と連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

15 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。

16 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

## 第12 広域避難

### 1 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うことができるものとする。

### 2 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

### 3 道外への広域避難

- (1) 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。
- (2) 道は、町から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。
- (3) 道は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。
- (4) 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、（1）によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

#### 4 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

#### 5 関係機関の連携

- (1) 道、町、運送事業者は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (2) 道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるよう努めるものとする。

### 第13 避難所の開設状況の記録

町は、避難所における受入状況及び本章第18節「衣料・生活必需物資供給計画」に定める物資等の受払いを明確にするため、必要な帳簿類を備える。

- (1) 避難者世帯名簿（別記第8号様式）
- (2) 避難所受入台帳（別記第9号様式）
- (3) 避難所設置及び受入状況（別記第10号様式）
- (4) 救助種目別物資受払簿（別記第11号様式）

|            |          |             |
|------------|----------|-------------|
| ○資料編〔各種様式〕 | 別記第8号様式  | 避難所世帯名簿     |
| 資料編〔様式〕    | 別記第9号様式  | 避難所受入台帳     |
| 資料編〔様式〕    | 別記第10号様式 | 避難所設置及び受入状況 |
| 資料編〔様式〕    | 別記第11号様式 | 救助種目別物資受払簿  |

### 第14 広域一時滞在

#### 1 道内における広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める町長は、道内の他の市町村長（以下協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、道知事に助言を求める。

- (2) 道内広域一時滞在を協議する場合、町長は、あらかじめ道知事（釧路総合振興局経由）へ報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難な場合は、協議開始後、速やかに道知事へ報告する。

- (3) 町長又は道知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、速やかに協議元町長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に係る機関等に通知する。

なお、協議先町長は必要に応じて、道知事に助言を求める。

- (4) 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を告示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに、道知事に報告する。

- (5) 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知し、内容を告示するとともに、道知事に報告する。

- (6) 町長は、協議元町長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に係る機関等に通知する。

- (7) 道知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認める場合は、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぐ。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を告示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

## 2 道外への広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、道知事に対し、他の都府県知事に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めることができるものとする。

- (2) 町長は、道知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を告示し、避難所等の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

- (3) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を道知事に報告し、及び告示するとともに避難場所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

## 3 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有する等、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

## 第5節 応急措置実施計画

災害時において、町等が実施する応急措置は、この計画に定めるところによる。

### 第1 実施責任者

- 1 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員（基本法第62条）
- 2 水防管理者（町長）、消防機関の長（消防長）等（水防法第17条及び第21条）
- 3 消防長、消防署長等（消防法第23条の2、第28条、第29条）
- 4 警察官又は海上保安官（基本法第63条第2項）
- 5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条第3項）
- 6 道知事（基本法第70条）
- 7 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長（基本法第77条）
- 8 指定公共機関及び指定地方公共機関（基本法第80条）

### 第2 町の実施する応急措置

- 1 町長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害時は、法令及び町防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずる。
- 2 町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道、他の市町村及び関係機関等の協力を求めることができる。

### 第3 警戒区域の設定

#### 1 町長（基本法第63条、地方自治法第153条）

町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員は、災害時において、地域住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

#### 2 消防吏員又は消防団員（消防法第23条の2・第28条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

#### 3 水防団、水防団長又は消防機関に属する者（水防法第21条）

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

#### 4 警察官又は海上保安官（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法28条・36条、水防法第21条）

- (1) 警察官又は海上保安官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知する。
- (2) 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があつたときは、消防警戒区域を設定して総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助する。
- (3) 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

#### 5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(基本法第63条)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。

### 第4 救助法の適用

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、本章第35節「災害救助法の適用と実施」の定めによる。

## 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合において、自衛隊の活動が必要と認められるとき、町が実施する、道知事及びその他の災害派遣要請権者に対する自衛隊の派遣要請の要求は、この計画の定めるところによる。

### 第1 災害派遣要請

#### 1 要請手続等

(1) 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書（別記第13号様式）をもって要請権者（道知事（釧路総合振興局長）、海上保安庁長官、第一管区海上保安本部長等）に要求する。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知する。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2) 要請権者は前項により派遣要求を受領し、その適否を審査して必要と認めた場合は速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請する。

要請先：釧路地域総合振興局地域創生部地域政策課

・電話：0154-43-9144

・FAX：0154-42-2116

・総合防災行政ネットワーク電話：6710-2191

(3) 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、(1)の手続を行なうものとする。

| 指定部隊等の長                | 担当部課  | 所在地              | 電話                             | 道機関 | 担当地域    |
|------------------------|-------|------------------|--------------------------------|-----|---------|
| 第27普通科連隊長<br>(釧路駐屯地司令) | 連隊第3科 | 釧路郡釧路町<br>字別保112 | 0154-40-2011<br>内線(235)(当直302) | 北海道 | 釧路総合振興局 |

○資料編 [各種様式] 別記第13号様式 自衛隊災害派遣要請の依頼について

## 第2 災害派遣部隊の受入れ体制

### 1 受入れ準備の確立

道知事（釧路総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

#### (1) 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、機材等の保管場所の準備その他受入れのために必要な措置をとる。

#### (2) 連絡職員の指名

町長は、現地責任者を指名し、派遣部隊指揮官との協議、連絡等に当たる。

#### (3) 作業計画の準備

応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他必要な計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておく。

### 2 派遣部隊到着後の措置

#### (1) 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地へ誘導するとともに、派遣部隊の指揮官と応援作業計画等について協議し、派遣部隊の活動が円滑に行われるよう調整を行う。

#### (2) 道知事（釧路総合振興局長）への報告

町長は、派遣部隊到着後又は必要に応じて、次の事項を道知事（釧路総合振興局長）に報告する。

ア 派遣部隊の長の官職氏名

イ 隊員数

ウ 到着日時

エ 従事している作業の内容及び進捗状況

オ その他参考となる事項

#### (3) 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、町においても災害情報を自衛隊に提供する。

## 第3 経費負担等

1 次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、町等）において負担する。

(1) 資材費及び機器借上料

(2) 電話料及びその施設費

(3) 電気料

(4) 水道料

(5) くみ取料

2 その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。

3 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、



これを利用することができる。

#### 第4 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の捜索救助活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

#### 第5 自衛隊との連携強化

##### 1 連絡体制の確立

町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努める。

##### 2 連絡調整

町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行う。

#### 第6 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。道知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にはない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令による。ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- 1 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- 2 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- 3 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- 4 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- 5 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- 6 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条

の3第3項)

#### 第7 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書(別記第14号様式)をもって道知事(釧路総合振興局長)に撤収要請を依頼する。

ただし、文書による要請に日時を要するときは、電話等で依頼し、その後文書を提出する。

○資料編 [各種様式] 別記第14号様式 自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について

## 第7節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時に、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによる。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、本章第4節「避難対策計画」第13による。

### 第1 道、市町村間の応援・受援活動

#### 1 道からの職員の派遣

道知事は、災害の状況に応じて、情報収集や町又は防災関係機関との調整、並びに町が行う災害応急対策等への助言・提案を行うため、職員を派遣することができる。

#### 2 応援協定による応援

町において大規模災害等が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、応援・受援の実施を図る。

#### 3 基本法による応援

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、道知事（釧路総合振興局長）及び他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

### 第2 釧路東部消防組合浜中消防署

1 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

2 他の消防機関等に対する応援が円滑に行なわれるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

3 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

## 第8節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

### 第1 基本方針

町は、災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

### 第2 実施責任者

ヘリコプター等の出動要請は、町長が行う。

### 第3 ヘリコプター等の活動内容

#### 1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

#### 2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

#### 3 火災防御活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

#### 4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

### 第4 町の対応等

#### 1 緊急運航の要請

町長は、災害時、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、道知事に対し要請する。

- (1) 災害が隣接する町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

#### 2 要請方法

道知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記第15号様式）を提出する。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況

- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材品目及び数量
- (7) その他必要な事項

○資料編 [各種様式] 別記第15号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

3 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- ・TEL : 011-782-3233    ・FAX : 011-782-3234
- ・総合行政情報ネットワーク電話 : 6-210-39-897、898

4 報告

町長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（別記第16号様式）により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告する。

○資料編 [各種様式] 別記第16号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

5 緊急患者の緊急搬送手続等

(1) 応援要請

町長は、道知事に対して救急患者の緊急搬送のために、消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行う。

(2) 救急患者の緊急搬送手続き

ア 町長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、道知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後、釧路総合振興局及び釧路東部消防組合浜中消防署にその旨を連絡する。

イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票（別記第17号様式）を提出する。

ウ 町長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行う。

エ 町長は、道知事（危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡する。

○資料編 [各種様式] 別記第17号様式 救急患者の緊急搬送情報伝達票

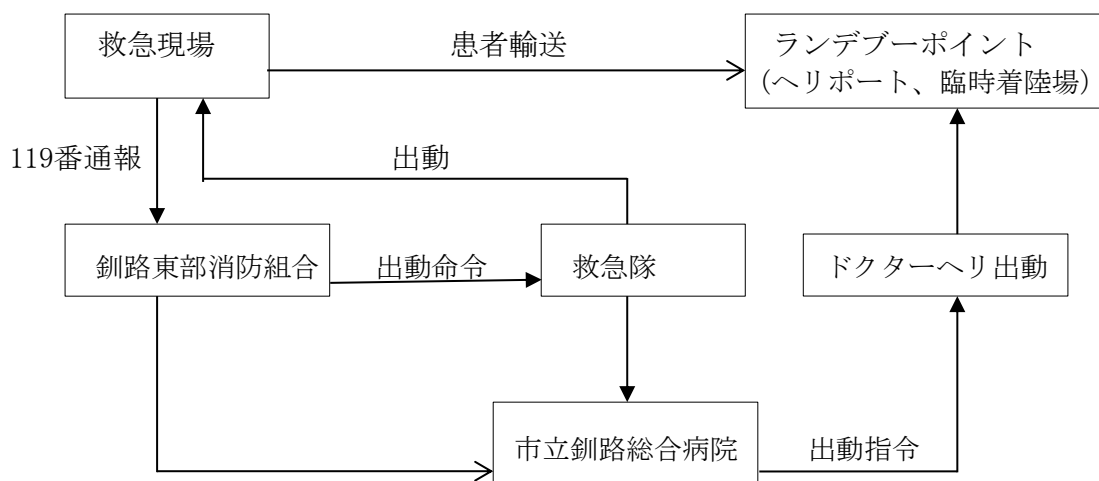
第5 ドクターヘリの要請

1 要請基準

119番通報を受報した釧路東部消防組合浜中消防署又は現場に出動した救急隊が救急現場において、北海道が公表している「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」に記載されている以下の基準例を参考に、医師による早期治療を要する症例と判断した場合にドクターヘリの要請を行う。

| 基 準 例   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車からの放出、同乗者の死亡、自動車の横転等の自動車事故</li> <li>・溺水、生き埋め</li> <li>・3階以上の高さからの転落、山間部での滑落</li> <li>・航空機墜落事故</li> <li>・重症が疑われる中毒事件</li> <li>・頭部、頸部、躯幹、又は肘若しくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血 ほか</li> </ul> |

2 要請方法（ドクターヘリ運用の流れ）



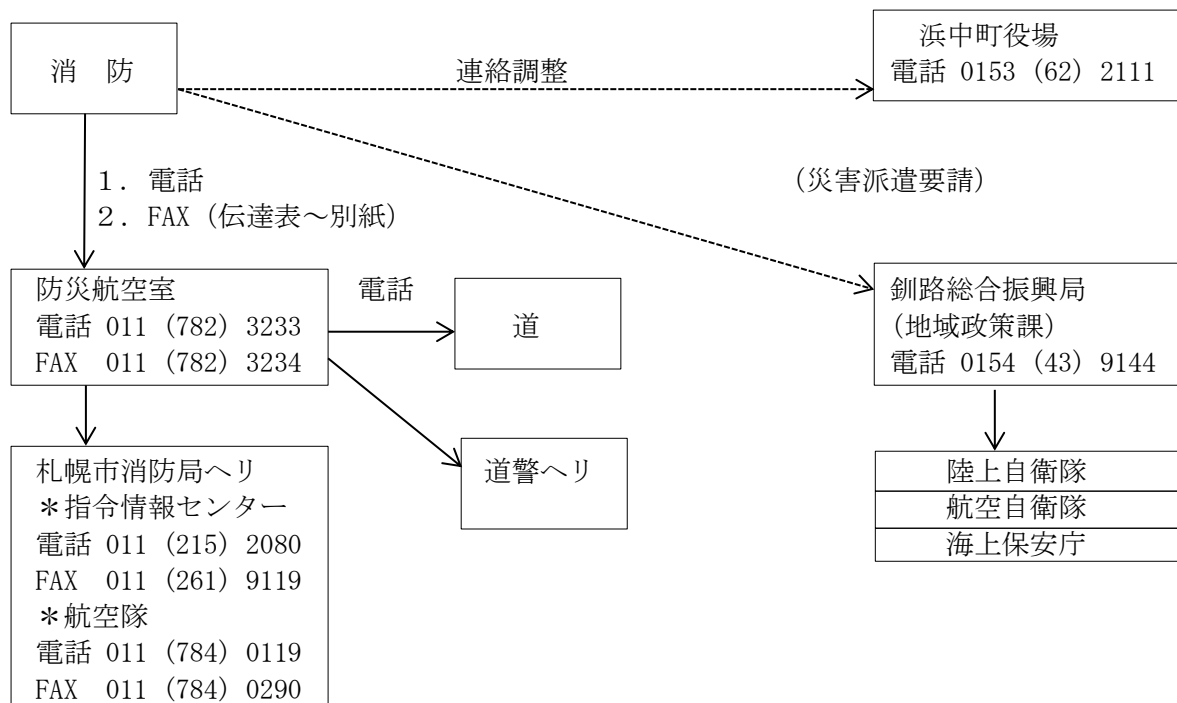
第6 ヘリコプターの離着陸可能地

本町におけるヘリコプターの離着陸可能地は、資料43のとおりである

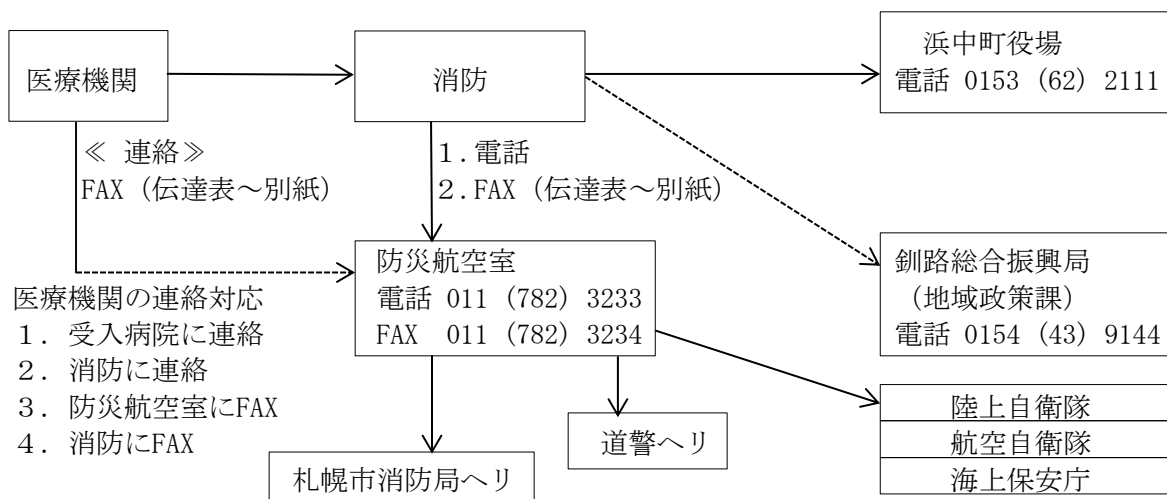
○資料編 [各種資料] 資料43 ヘリコプター離着陸可能地

●消防防災ヘリコプターの運航系統

○消防関係業務



○救急患者の搬送



## 第9節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、この計画の定めるところによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

### 第1 実施責任

町長(救助法を適用された場合を含む。)は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に受け入れる。

また、町は救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、道等の応援を求める。

### 第2 救助救出活動

#### 1 被災地域における救助救出活動

町は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

#### 2 災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、第3章第1節「組織計画」の定めるところにより、災害対策現地合同本部を設置する。

#### 3 救出状況の記録

被災者を救出した場合は、次によりその状況を記録しておく。

(1) 救助種目別物資受払簿 (別記第11号様式)

(2) 被災者救出状況記録簿 (別記第18号様式)

○資料編 [各種様式]   別記第11号様式 救助種目別物資受払簿  
                          別記第18号様式 被災者救出状況記録簿



## 第10節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施については、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

町長が行う。ただし、救助法が適用された場合は、道知事の委任により町長が実施するほか、道知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。

### 第2 医療救護活動の実施

#### 1 活動実施機関

- (1) 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めるときは、自ら医療班を編成し、医療救護に当たる。また、災害の状況に応じて釧路市医師会等の関係機関に協力を要請する。  
ただし、救助法が適用された場合は、道知事が実施し、町はこれに協力する。
- (2) 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

#### 2 医療救護の対象の把握

- (1) 対象者  
医療救護の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者とする。
- (2) 対象者の把握  
町は、できる限り正確かつ迅速に医療救護の対象者を把握し、直ちに医師、助産婦等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等に必要な措置を講ずる。

#### 3 救護所の設置

- (1) 設置基準  
町は、以下の基準を目安として救護所の設置を決定する。
  - ア 町内の医療施設の診療能力を超える程の多数の負傷者が発生したとき。
  - イ 町内の医療施設が被災し、十分な診療機能が発揮できないと判断したとき。
  - ウ 災害発生から時間の経過とともに、負傷者が増加するおそれがあるとき。
- (2) 設置場所  
町は、災害の状況等を勘案するとともに、以下の点に留意して設置場所を決定する。
  - ア 負傷者が多数見込まれる地域に設置する。
  - イ 負傷者が集まりやすい場所に設置する。
  - ウ ライフラインの確保が容易な場所に設置する。
  - エ 応急処理が実施できる広さが確保できる場所に設置する。

### 第3 輸送体制の確保

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として釧路東部消防組合浜中消防署が実施する。

ただし、釧路東部消防組合浜中消防署の救急車両が確保できないときは、町、道等が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。ドクターヘリの要請については、本章第8節第5「ドクターヘリの要請」を準用する。

### 第4 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。

ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

### 第5 臨時の医療施設に関する特例

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法（昭和23年法律第205号）の規定の適用除外措置があることに留意する。

### 第6 町内医療機関の現状

町内の医療機関の現状は次のとおりである。

| 医療機関名     | 所在地            | 電話番号    | 診療科目 |
|-----------|----------------|---------|------|
| 町立浜中診療所   | 霧多布東4条1丁目40番地  | 62-2233 | 内科   |
| 町立浜中歯科診療所 | 霧多布東2条1丁目101番地 | 62-2854 | 歯科   |
| 町立茶内歯科診療所 | 茶内緑100番地       | 65-2166 | 歯科   |

### 第7 医療救護活動実施の記録

医療救護活動を実施したときは、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 救護班活動状況（別記第19号様式）
- (2) 医療実施状況（別記第20号様式）
- (3) 助産台帳（別記第21号様式）
- (4) 救助種目別物資受払簿（別記第11号様式）

- 資料編 [各種資料] 資料40 応急救護所として指定する施設一覧  
 [各種様式] 別記第11号様式 救助種目別物資受払簿  
 別記第19号様式 救護班活動状況  
 別記第20号様式 医療実施状況  
 別記第21号様式 助産台帳

## 第11節 防疫計画

災害時における被災地の防疫については、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

町は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を道知事の指示に従い実施する。
- (2) 釧路総合振興局保健環境部保健行政室（以下この節において「釧路保健所」という。）長の指導のもと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

### 第2 防疫班の編成

町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成する。

### 第3 感染症の予防

#### 1 指示及び命令

町長は、感染症予防上必要であると認める場合及び道知事（釧路保健所長）の指示命令があった場合は、その範囲、期間を定めて次の事項について実施する。

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第27条第2項）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第1項）
- (3) 生活の用に供される水の供給に関する指示（感染症法第31条第2項）
- (4) 物件に係る措置に関する指示（感染症法第29条第2項）
- (5) 公共の場所の清潔方法に関する指示
- (6) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条及び第9条）

#### 2 検病調査及び保健指導等

- (1) 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、避難所においては、道が編成する検病調査班等と連携し、少なくとも1日1回以上行うこと。
- (2) 地域住民、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。
- (3) 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施すること。

#### 3 予防接種

町長は、感染症予防上必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して道知事（釧路保健所長）の指示を受け、予防接種を実施する。

#### 4 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町長は、道知事（釧路保健所

長)の指示を受け、町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施させるものとする。

(1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定するところによる。

(2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

**5 消毒方法**

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく道知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成30年12月27日付け健感発1227第1号の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

**6 ねずみ族、昆虫等の駆除**

町長は、感染症法第28条第1項の規定に基づく道知事の指示があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

**7 生活用水の供給**

町長は、感染症法第31条第2項の規定に基づく道知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

**8 一般飲用井戸等の管理等**

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

**第4 患者等に対する措置**

感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、道知事(釧路保健所長)が速やかに感染症法第15条に基づく調査その他の防疫措置を実施する。

**第5 指定避難所等の防疫指導**

町長は、指定避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施する。

**1 健康調査等**

町は、道知事(釧路保健所長)や指定避難所等の管理者と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

**2 清潔方法、消毒方法等の実施**

釧路保健所長の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服

等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

### 3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

### 4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

## 第6 防疫資機材の調達

災害時において、町が所有する防疫資機材に不足が生じた場合は、道知事（釧路保健所長）又は近隣市町村等から借用する。

## 第7 家畜防疫

被災地の家畜防疫は道知事（釧路家畜保健衛生所長）が行うものとする。道知事（釧路家畜保健衛生所長）は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、家畜防疫上必要があると認めるときは、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、被災地域の家畜の飼養者に対する飼養衛生管理に関する助言・指導、家畜の飼養場所への立入検査・消毒、防疫体制の整備等を行う。

## 第12節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、町が要請して行う厚岸警察署及び釧路海上保安部が実施する警戒、警備についてはこの計画の定めるところによる。

### 第1 応急対策の実施

#### 1 厚岸警察署

- (1) 災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。
- (2) 住民の避難に当たっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たる。
- (3) 災害時は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、地域住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努める。
- (4) 防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、死体見分等に当たる。

#### 2 釧路海上保安部

- (1) 巡視船艇・航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防及び取締りを行う。
- (2) 巡視船艇・航空機により警戒区域（基本法第63条）又は重要施設周辺海域の警戒を行う。
- (3) 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

### 第2 事前措置に関する事項

#### 1 町長が行う警察官等の出動要請

町長が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請した場合は、厚岸警察署長を経て釧路方面本部長、又は釧路海上保安部長に対して行う。

#### 2 町長の要求により行う事前措置

厚岸警察署長又は釧路海上保安部長は、町長からの要請により基本法第59条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知する。

この場合、当該措置の事後処理は町長が行う。

### 第3 災害時における災害情報の収集

- 1 厚岸警察署長は、平素から災害の発生に備え、町長その他防災関係機関と緊密に連携して、災害警備上必要な情報の収集に努める。
- 2 厚岸警察署長は、災害発生後直ちに、情報収集体制を確立して、管轄被災地域の建造物の被災程度、被災者の状況、火災の発生状況、避難経路等、被災者救護を最優先とした情報収集を行い、必要事項を町長及び関係機関へ通報する。

- 3 厚岸警察署長は、災害情報の収集及び連絡等の迅速な処理を図るため、本部に情報連絡員（リエゾン）を派遣する。

#### 第4 避難に関する事項

- 1 町長は、警察官から避難の必要性について連絡を受けた場合は、速やかに基本法第60条に基づく避難の指示について適切な措置を講ずる。
- 2 警察官が基本法第61条、又は警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条により、避難のための立ち退きの警告、又は指示を行う場合は、本章第4節「避難対策計画」に定める避難先を示す。ただし、災害の種別、規模、耐用、現場の状況等により適宜の措置を講ずる。

この場合において、警察官が町長に対して通知したときは、当該避難先の借上げ、給食等は、町長が行う。

### 第13節 交通応急対策計画

災害時における道路及び船舶交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、この計画の定めるところによる。

#### 第1 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

##### 1 町及び釧路東部消防組合浜中消防署

(1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

(2) 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(3) 消防吏員は、(2) による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。（基本法第76条の3第4項）

##### 2 北海道公安委員会(厚岸警察署)

(1) 災害時において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、又は災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

(2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(3) 警察官は、(2) による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。（基本法第76条の3第2項）



### 3 第一管区海上保安本部（釧路海上保安部）

海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行う。

### 4 北海道開発局（釧路開発建設部釧路道路事務所及び根室道路事務所）

一般国道（指定区間内）の路線に係る道路の構造の保全及び交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとする。また、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

## 5 道

- (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- (3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとするとともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行う。

## 6 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいないうちに次の措置をとることができる。

- (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。
- (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。
- (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

## 第2 道路の交通規制

### 1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（厚岸警察署）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

### 2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会（厚岸警察署）は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

### 3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会（厚岸警察署）が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

### 第3 海上交通安全の確保

第一管区海上保安本部（釧路海上保安部）は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。
- 2 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- 3 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告することができる。
- 4 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 5 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

### 第4 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

#### 1 通知

北海道公安委員会（厚岸警察署）は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

#### 2 緊急通行車両の確認手続

- (1) 道知事（釧路総合振興局長）又は北海道公安委員会（厚岸警察署）は、車両の使用者等の申出により当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

- (2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道（釧路総合振興局）又は厚岸警察署及び交通検問所で行う。

- (3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

- (ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (ロ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
- (ケ) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(5) 事前届出制度の普及等

町は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

**3 通行禁止又は制限から除外する車両**

北海道公安委員会（厚岸警察署）は、業務の性質上、地域住民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 北海道公安委員会（厚岸警察署）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

イ 確認場所

規制対象除外車両の確認は、厚岸警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(2) 規制対象除外車両等

- ア 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両
- イ 報道機関の緊急取材のために使用中の車両
- ウ 他の都道府県公安委員会又は他の都府県知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

エ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受けかつ当該目的のため使用中の車両

- (ア) 道路維持作業用自動車
- (イ) 通学通園バス
- (ウ) 郵便物の収集又は配達のため使用する車両
- (エ) 電報の配達のため使用する車両
- (オ) 廃棄物の収集に使用する車両
- (カ) 伝染病患者の受入れ又は予防のため使用する車両
- (キ) その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

#### 4 放置車両対策

- (1) 北海道公安委員会（厚岸警察署）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。
- (2) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (3) 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行う。

### 第5 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、道、東日本高速道路株式会社北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおりである。

#### 1 計画内容

- (1) 対象地域  
道内全域
- (2) 対象道路

既設道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路、臨港道路等を含めている。

#### 2 緊急輸送道路の区分及び道路延長

道では、災害時に輸送路を確定するため、第1次輸送確保路線（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）、第2次輸送確保道路（町役場等の主要な拠点と接続する幹線道路）及び第3

次緊急輸送道路を指定している。

本町においては、次のとおり輸送確保路線として指定している。

ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク

- ・国道44号線

イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク

- ・道道123号（別海厚岸線 厚岸～榊町）
- ・道道142号（根室浜中釧路線）
- ・道道1039号（霧多布岬線）
- ・町道霧多布中央通
- ・霧多布港中央地区臨港道路

### 3 町の対応

町は、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、町内の防災活動拠点を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワーク整備を推進する。

また、災害時における円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、町は、厚岸警察署と連携のもと、本章第26節「障害物除去計画」により、該当する緊急輸送道路の障害物等の除去及び霧多布港を核とした海路機能の確保を早急に行い、適切な幅員の確保に努める。さらには、北海道横断自動車道根室線（釧路～根室間）の整備について、関係機関との調整を図るものとする。

## 第14節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、地域住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うために必要な措置事項については、この計画の定めるところによる。

なお、町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

### 第1 実施責任

町長は、災害応急対策に万全を期すための災害輸送を行う。（基本法第50条）

また、町長が必要と認める場合は、道知事（釧路総合振興局長）へ輸送の措置に関する応援を要請する。

### 第2 輸送の方法

#### 1 道路輸送

災害時輸送は、一時的には町有車両を使用し、被災地までの距離、被害の状況等により、町有車両では不足する場合は、他の関係機関に応援を要請し、又は民間の車両の借り上げを行う等、災害時輸送の万全を期する。

#### 2 海上輸送

漁業協同組合等の協力及び漁船の借上げをするほか、災害の規模に応じ、第一管区海上保安本部、自衛隊等の協力を得て輸送を行う。

なお、災害時の緊急物資、避難者の海上輸送を迅速に行う拠点として、霧多布港とともに、散布漁港も有効活用する。

#### 3 空中輸送

陸上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合、又は救急患者及び山間へき地等で緊急輸送の必要がある場合は、本章第6節「自衛隊派遣要請計画及び派遣活動計画」及び第8節「ヘリコプター等活用計画」により、航空機等を利用した輸送を要請する。

##### (1) 物資投下可能地点及びヘリコプター発着場所

避難場所として指定する学校等のグラウンドとするが、災害の被害状況等を勘案し、適宜判断する。なお、ヘリコプターが発着可能な場所は、資料43のとおりとする。

##### (2) 空中輸送要請先

空中輸送要請先は次のとおりとする。

| 機関名          | 住所            | 電話           |
|--------------|---------------|--------------|
| 釧路総合振興局      | 釧路市浦見2丁目2-54  | 0154-43-9144 |
| 厚岸警察署        | 厚岸町真栄1丁目7番地   | 0153-52-0110 |
| 釧路海上保安部      | 釧路市南浜町5番9号    | 0154-23-3283 |
| 陸上自衛隊（釧路駐屯地） | 釧路町別保112釧路駐屯地 | 0154-40-2011 |

#### 4 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、人力輸送を行う。

### 第3 輸送の範囲

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」による輸送の範囲は次のとおりである。

- 1 被災者の避難のための輸送
- 2 医療のための輸送
- 3 被災者救出のための必要な人員、資機材等の輸送
- 4 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送
- 5 救援物資の輸送
- 6 行方不明者の捜索及び遺体収容処理のための輸送
- 7 その他特に必要とする輸送

### 第4 輸送状況の記録

緊急輸送を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 輸送記録簿（別記第22号様式）
- (2) 救助種目別物資受払簿（別記第11号様式）

### 第5 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次による。

- 1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送  
国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、国の機関が負担する。
- 2 要請により運送事業者が行う災害時輸送  
輸送計画に基づき、町長からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した町長が支払う。  
なお、運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

●町有車両の現況

| 種 類 等          | 台数  |
|----------------|-----|
| 普通乗用車等         | 44台 |
| 小型貨物自動車（トラック等） | 13台 |
| バス（スクールバス含む）   | 3台  |
| 計              | 60台 |

- 資料編 [各種資料] 資料43 ヘリコプター離着可能地  
 [各種様式] 別記第11号様式 救助種目別物資受払簿  
 別記第22号様式 輸送記録簿



## 第15節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。  
なお、救助法が適用された場合は、町長が道知事の委任に基づいて実施する。  
主要食料の確保は、避難対策部避難所対策班が当たる。

### 第2 食料の供給

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について釧路総合振興局長を通じて道知事に要請する。なお、町において調達が困難かつ緊急を要する場合、町長は、直接近隣市町村に協力を要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4 I 第11の規定により、農林水産省農産局長に直接又は総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

### 第3 食料の配給

被災者に対する食料の配給は、次のとおりに行う。

- 1 配給は、原則として避難所において行う。
- 2 在宅避難者に対しては、最寄りの避難所において配給する。
- 3 被災者に対する配給は、自治会、自主防災組織等の協力を得て、公平かつ円滑に実施できるよう配慮する。

### 第4 炊き出し計画

#### 1 実施責任者

炊き出しを実施する場合、給食班は、当該班員の中から現場の責任者を指定し、指揮監督に当たらせる。

#### 2 炊き出しの方法

炊き出しは、日本赤十字社北海道支部、浜中町赤十字奉仕団、ボランティア団体等の協力を得て、給食施設その他給食施設を有する事業所等を利用して行う。

なお、町において直接炊き出しすることが困難で、町内の弁当業者等に発注することが実情的に即すると認められたときは、当該事業者を利用する。

また、必要がある場合は、釧路総合振興局長に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

### 3 炊き出しの対象者

救助法適用時における炊き出しの対象者は、以下のとおりである。

- (1) 避難所に避難している者
- (2) 住家に被害を受けて炊事のできない者
- (3) 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者

### 4 炊き出しの給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 炊き出し給与状況（別記第24号様式）
- (2) 救助種目別物資受払簿（別記第11号様式）

## 第5 食料輸送計画

食料の輸送にあたって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、本章第14節「輸送計画」及び第33節「労務供給計画」により措置するものとする。

## 第6 食料の備蓄

町は、避難生活の初動期に対応できる一定の食料を備蓄する。食料の備蓄については、第4章第4節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」に定めるところによる。

### ●備蓄目標数

|       |           |                       |
|-------|-----------|-----------------------|
| 備蓄の目安 | 食料（アルファ米） | 沿岸地区人口の 80%、3食、3日分    |
|       | 〃（パン類）    | 沿岸地区人口の 30%、3食、3日分    |
|       | 〃（菓子類）    | 沿岸地区人口の 50%、3食、3日分    |
|       | 〃（スープ類）   | 沿岸地区人口の 100%、3食、3日分   |
|       | 飲料水       | 沿岸地区人口の 100%、1人3ℓ、3日分 |

- 資料編 [各種資料] 資料25 主要食料等取扱者  
 [各種様式] 別記第11号様式 救助種目別物資受払簿  
 別記第24号様式 炊き出し給与状況

## 第16節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

### 第1 実施責任

町長は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

#### 1 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度（推奨1週間）、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

#### 2 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水(川、ため池等の水)プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

#### 3 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるとともに、地域住民への供給に万全を期すため、給水袋を確保する。なお、保有している給水資機材は、資料34のとおりである。ただし、水道施設の損壊状況によっては消防タンク車は、消防用水確保のため給水用務には当たらないものとする。

### 第2 給水の実施

#### 1 給水の方法

##### (1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水車(給水タンク車・散水車・消防タンク車等)により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送のうえ、地域住民に給水する。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

なお、消防タンク車の使用については、水道施設の損壊状況によっては、消防用水確保のため給水用務には当たらないものとする。

##### (2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

##### (3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めるときは、

その付近の住民に飲料水として供給する。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

## 2 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、日本水道協会北海道地方支部の「災害時相互応援に関する協定」に基づき、他市町村及び道への飲料水の供給、又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

なお、道知事は、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められたときは、要求をまたないで町に対する応急給水について必要な措置を構ずる。

## 3 給水の記録

給水を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 飲料水の供給簿（別記第23号様式）
- (2) 救助種目別物資受払簿（別記第11号様式）

## 第4 給水施設の応急復旧

給水施設の復旧については、医療用施設、消火栓等民生安定と緊急を要するものから優先的に行う。

## 第5 地域住民への周知

給水に際しては、給水時間、給水場所を事前に地域住民に周知する。

|            |                     |
|------------|---------------------|
| ○資料編〔各種資料〕 | 資料33 防災資機材倉庫等       |
| 〔各種様式〕     | 別記第11号様式 救助種目別物資受払簿 |
|            | 別記第23号様式 飲料水の供給簿    |

## 第17節 農林水産業応急計画

被害を受けた農林水産物及び施設の応急対策を実施し、営農林水産体制の早期再開に関する計画は、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

町は、風水害等による農林水産被害の発生及び拡大を防止するため、必要に応じ、浜中町農業協同組合、浜中酪農業協同組合、釧路東部森林組合、浜中漁業協同組合、散布漁業協同組合等関係機関と連携し、被害状況の把握その他応急対策に努める。

### 第2 農林水産業施設等の応急対策

#### 1 農地及び農業用施設の応急対策

##### (1) 被害状況の把握

町は、風水害等の災害が発生した場合には、農業協同組合及び農地・農業用施設の管理者と連携し、農地・農業用施設、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を実施し、被害状況の把握に努める。

##### (2) 関係機関等への連絡

町は、農地・農業用施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、道、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

##### (3) 応急対策

###### ア 農産物及び農業用施設

町は、道及び農業協同組合と連携し、被害の状況に応じ、病虫害発生予防、生産管理技術等について関係者を指導する。

###### イ 家畜及び家畜飼養施設

町は、道及び農業協同組合と連携し、次の応急対策を講じる。

###### (ア) 死亡獣畜の処理

###### (イ) 家畜伝染性疾病の発生及びまん延防止措置

###### (ウ) 家畜用医薬品、家畜飼料等の円滑な供給

#### 2 林地及び林業用施設の応急対策

##### (1) 被害状況の把握

町は、風水害や山地災害等の災害が発生した場合には、森林組合及び林地・林業用施設の管理者と連携し、林地・林業用施設、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を実施し、被害状況の把握に努める。

##### (2) 関係機関等への連絡

町は、林地・林業用施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、道、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(3) 応急対策

ア 町は、林地・林業施設の被害が拡大するおそれがあり、緊急的に復旧する必要がある場合は、応急復旧工事を実施し、また、森林組合に対して応急措置の指導を行う。

イ 町及び森林組合は、林地・林業施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。

(ア) 地すべり又は亀裂等が生じた場合は、シートで覆う等その拡大防止

(イ) 苗木、立木等の病虫害発生予防措置及び薬剤の供給

(ウ) 応急対策用資器材の供給

(エ) 林産物の生産段階に対応した指導

3 水産物及び水産施設の応急対策

(1) 被害状況の把握

町は、風水害、津波災害等の災害が発生した場合には、漁業協同組合及び水産物・水産施設の管理者と連携し、水産物・水産施設、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を実施し、被害状況の把握に努める。

(2) 関係機関等への連絡

町は、水産物・水産施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、道、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(3) 応急対策

ア 漁業活動支援施設（給油、給水、保管活動）の応急修繕

イ 漁業無線を利用した就航船舶に対する被害情報の提供

ウ 水産物の受け入れ先の確保及び移送についての必要な措置

エ 応急対策用水産資材の供給

オ 養殖水産物移送についての必要な措置

カ 水産物の廃棄処分

第3 家畜伝染性疾病予防体制

町は、畜舎の冠水等による家畜伝染性疾病を予防するため、必要に応じ、関係機関等と連携して次の予防対策を実施する。

1 家畜伝染性疾病予防実施体制

被災地における予防対策は、町が実施する。

2 応急対策の実施

(1) 家畜所有者等から通報を受けた場合における被害状況の把握、道への通報

(2) 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導

(3) その他必要な指示の実施

## 第18節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行う。

#### 1 物資の調達、輸送

- (1) 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- (2) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (3) 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

### 第2 実施の方法

町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与する。

なお、給与等に際しては、要配慮者に優先的に配分する等の配慮を行う。

#### 1 供給対象者

給与又は貸与の対象者は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者
- (2) 服等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難と思われる者

#### 2 物資の種類

被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとし、被災状況及び物資調達の状況等から決定する。

なお、給与又は貸与する物資は、避難行動要支援者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮しながら行う。

- (1) 寝具（毛布、布団、タオルケット等）
- (2) 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身廻品（タオル、手拭、靴下、傘等）
- (5) 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶わん、汁わん、皿、はし等）
- (7) 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、生理用品等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク等）

### 3 物資の調達

町は、避難所（在宅避難者を含む）ごとの必要な品目及び数量を把握し、備蓄物資や災害時の物資提供に係わる協定を締結している事業者等によって調達できる物資を考慮した上で、不足する物資について道知事へ応援を要請する。

### 4 物資供給体制の確保

町は、物資拠点施設を開設し、効率的かつ迅速に配布するための体制を確保する。また、必要に応じ、民間事業者やボランティア等と連携する。

### 5 物資の集積

町は、調達物資について、食料及び飲料水、衣服等の生活用品等を品目別に仕分けを行うとともに、個人からの救援物資について内容を確認する。さらに、避難場所ごとの必要な物資を把握し、迅速に配送できるように適切な集積管理を行う。

### 6 物資の配送

町は、物資拠点施設において集積された調達物資を、避難場所に配送する。また、配送に際して、必要な人員及び車両等を確保する。

### 7 物資の供給

物資の供給に際して、避難場所ごとに被災者に供給するものとし、自治会等の住民組織の協力を求め、救助種目別物資受払簿（別記第11号様式）により、迅速かつ的確に実施する。

### 8 給与又は貸与に係る実施状況の記録

物資の給与又は貸与を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 世帯構成員別被害状況（別記第25号様式）
- (2) 物資購入（配分）計画表（別記第26号様式）
- (3) 物資の給与状況（別記第27号様式）
- (4) 物資給与及び受領簿（別記第28号様式）
- (5) 救助種目別物資受払簿（別記第11号様式）

## 第3 生活必需物資の確保

- 1 町は、その所掌する物資供給に必要な数量の確保を図るものとし、関係する卸売組合、協同組合、主要業者に対して協力を要請し、又はあつせんを求める。
- 2 町は、住民自らが平常時から食料・飲料水の他に、救急用品、衣類、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておくよう啓発、広報に努める。

## 第4 費用の限度及び期間

費用の限度及び期間は、救助法の基準による。



|             |          |             |
|-------------|----------|-------------|
| ○資料編 [各種様式] | 別記第11号様式 | 救助種目別物資受払簿  |
|             | 別記第25号様式 | 世帯構成員別被害状況  |
|             | 別記第26号様式 | 物資購入（配分）計画表 |
|             | 別記第27号様式 | 物資の給与状況     |
|             | 別記第28号様式 | 物資給与及び受領簿   |

## 第19節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（L P ガスを含む。）の供給については、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

また、災害対策上重要な施設、避難場所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類の確保に努める。

### 第2 石油類燃料の確保

災害時における石油類燃料（L P ガスを含む。）の確保については、町が締結している協定に基づいて行う。

なお、地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

## 第20節 電力施設災害応急計画

災害により電力施設に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、町等が実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

### 第1 町の措置

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるため、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。このため、町は、北海道電力株式会社の電力施設の防護、復旧活動に協力し、早急な電力供給の確保に努める。

#### 1 要員

町は、災害発生等において、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社から自衛隊の派遣の依頼があった場合、町長が応急措置を実施する必要があると認めるときに、道知事（釧路総合振興局長）を通じて要請する。

#### 2 資材等

町は、労務施設、設備又は物資の確保について支援する。

#### 3 広報活動

町は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社と協力し、電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）及び町のホームページ等を活用する等積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するための注意喚起を行う。

### 第2 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の措置

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、基本法に基づいて作成した「防災業務計画」等に基づき、応急対策人員の確保、関係機関への通報連絡、被害状況及び復旧予定等の広報等、電力施設の被害の軽減及び早期復旧を図る。

## 第21節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策については、この計画の定めるところによる。

### 第1 非常災害の事前対策

- 1 町は、台風の接近、大雨、洪水予報その他の情報については、新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに、町の区域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と連絡をとる。
- 2 町は、災害発生前の情報交換、その他の連絡を兼ねて一定時間毎に関係機関と施設状況の確認しておく。

### 第2 災害発生時の対策

町は、災害発生時において、北海道エルピーガス災害対策協議会と締結している「災害等の発生時における浜中町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」のほか、厚岸警察署、釧路東部消防組合浜中消防署との連携を密にし、二次災害の防止に努める。

### 第3 町の措置

災害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想されるため、町は、LPガス事業者等による諸活動に対し、必要に応じて支援を図るとともに、住民の苦情、相談等に対して道及びLPガス事業者等と連携した対応を図る。

## 第2節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。

### 第1 上水道

#### 1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、町及び水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

#### 2 広報

町は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について、広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を行う。

### 第2 下水道

#### 1 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

#### 2 広報

町は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について、広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

## 第23節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設(以下「土木施設」という。)の災害応急土木対策については、本計画に定めるところによる。

### 第1 災害の原因及び被害種別

#### 1 災害の原因

- (1) 暴風、竜巻、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象
- (2) 豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
- (3) 波浪
- (4) 津波
- (5) 山崩れ
- (6) 地すべり
- (7) 土石流
- (8) がけ崩れ
- (9) 落雷

#### 2 被害種別

- (1) 道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
- (2) 盛土及び切土法面の崩壊
- (3) 道路上の崩土堆積
- (4) トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
- (5) 河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
- (6) 河川、砂防えん堤、港湾及び漁港の埋塞
- (7) 堤防、消波工、離岸堤、突堤及びその他海岸を防護する施設の被害
- (8) 砂防、地すべり及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
- (9) ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊
- (10) ダム貯水池の流木等の堆積
- (11) 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害
- (12) 岸壁・物揚場の倒壊及び陥没
- (13) 航路・泊地の埋没

### 第2 応急土木復旧対策

#### 1 実施責任

災害時における町の土木施設の応急復旧等は、町長が実施する。

#### 2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておく。

イ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期する。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は地域住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び町防災計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶ等）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

## 第24節 被災宅地安全対策計画

町において本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合には、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し、地域住民の安全確保に努める。

### 第1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

### 第2 危険度判定の支援

道知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

### 第3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- 1 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- 2 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- 3 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

判定ステッカー区分票

| 区 分   | 表 示 方 法       |
|-------|---------------|
| 危険宅地  | 赤のステッカーを表示する。 |
| 要注意宅地 | 黄のステッカーを表示する。 |
| 調査済宅地 | 青のステッカーを表示する。 |

### 第4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- 1 宅地に係る被害情報の収集
- 2 判定実施計画の作成
- 3 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- 4 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- 5 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

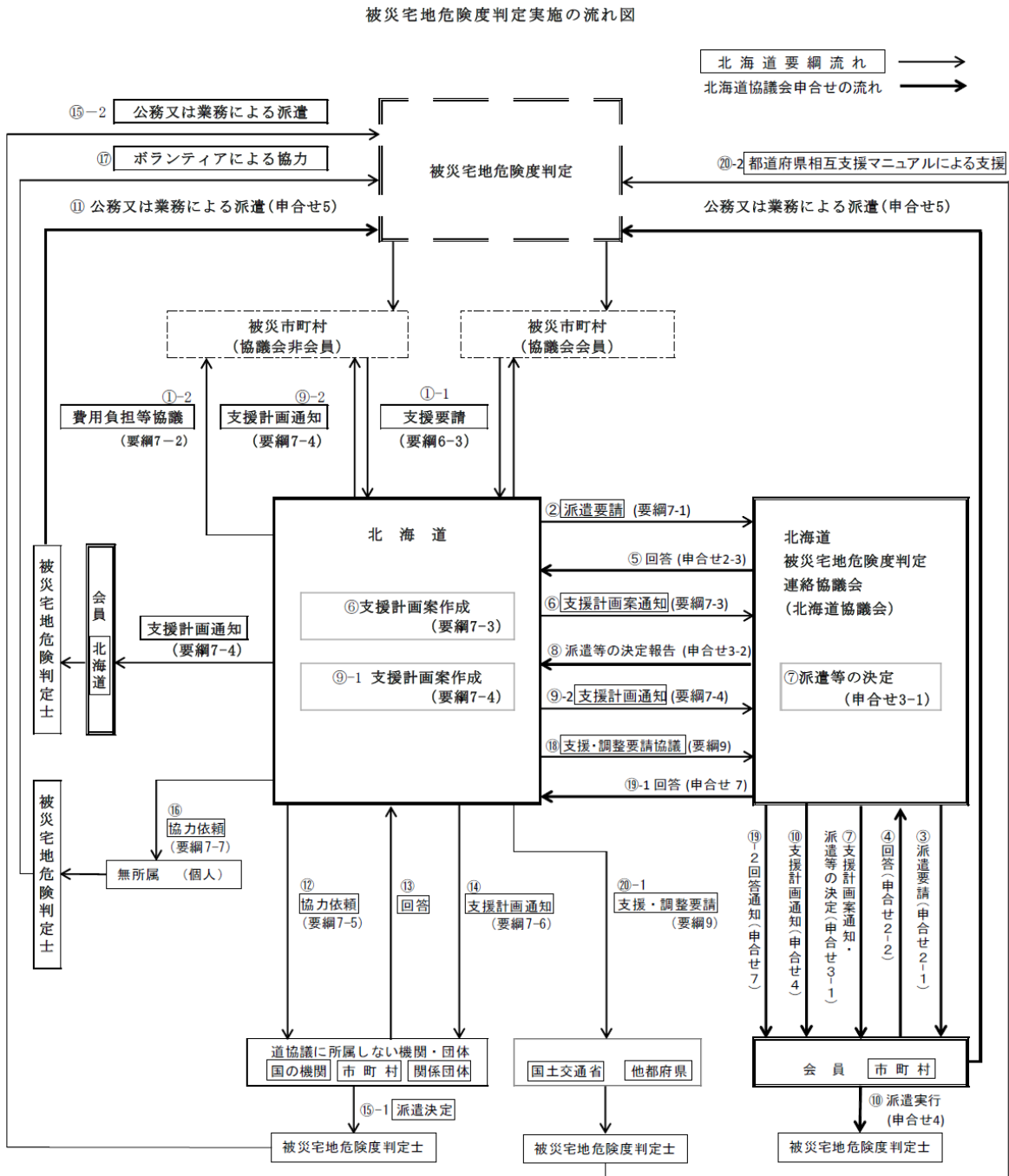


第5 事前準備

町及び道は、災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- 1 町及び道は、相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- 2 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行うように努める。

●被災宅地危険度判定実施の流れ図



## 第25節 住宅対策計画

災害によって住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

町は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難場所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に道知事からの委任を受けて実施することができる。

### 第2 実施の方法

#### 1 避難所

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設する。

#### 2 町営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な町営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

#### 3 応急仮設住宅

##### (1) 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保できないものとする。

##### (2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。

##### (3) 建設型応急住宅の建設

原則として建設型応急住宅の設置は、道知事が行う。

##### (4) 建設型応急住宅の建設用地

町は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

##### (5) 建設戸数(借上げを含む。)

道は、町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

##### (6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸(室)につき29.7平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6戸の連続建て若しくは共同建てとし、浜中町の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認められた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施す

る。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事又は借上げに係る契約の締結を完了した後、3ヶ月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

#### (7) 維持管理

道知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

#### (8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

### 4 平常時の規制の適用除外措置

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法（昭和23年法律第186号）第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

### 5 住宅の応急修理

#### (1) 対象者

ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

#### (2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

#### (3) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

### 6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備する。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

- (イ) 町内の滅失戸数が200戸以上のとき
- (ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

- (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- (イ) 滅失戸数がその町内の住宅戸数の1割以上のとき

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、道知事が道において整備する必要を認めるときは、道が整備し、整備後は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行う。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準による。

ア 入居者資格

- (ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- (イ) 月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で事業主体が条例で定める金額を超えないこと。
- (ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族があること。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

- (ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3  
ただし、激甚災害の場合は3/4
- (イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5

### 第3 資材等のあっせん、調達

- 1 町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道にあっせんに依頼するものとする。
- 2 道は、町長から資材等のあっせん依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的にあっせん、調達を行うものとする。

### 第4 住宅の応急復旧活動

町及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第5 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 応急仮設住宅台帳（別記第29号様式）
- (2) 住宅応急修理記録簿（別記第30号様式）

○資料編 [各種様式]   別記第 29 号様式   応急仮設住宅台帳  
                                 別記第 30 号様式   住宅応急修理記録簿

## 第26節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

#### 1 道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去は、道路法（昭和27年法律第180号）、河川法（昭和39年法律第167号）及び海岸法（昭和31年法律第101号）に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し、交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が道知事の委任により行うものとする。

#### 2 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去

鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）その他の法律により定められている当該施設の所有者が行うものとする。

#### 3 海上で障害を及ぼしているものの除去

海上で障害を及ぼしているものの除去は、本章第13節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

### 第2 障害物除去の基準

災害時における障害物の除去の基準は、次のとおりである。

- 1 住民の生命財産等を保護するために、速やかにその障害物の除去する必要がある場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

### 第3 障害物除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊、建設業者等の協力を得て速やかに障害物の除去を行う。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限る。

### 第4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積する。（基本法第64条）

- 2 除去した工作物等の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から14日間その旨を告示する。(基本法施行令第26条)
- 3 北海道財務局釧路財務事務所、町及び道は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

#### 第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第13節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

#### 第6 実施状況の記録

障害物を除去した場合は、障害物除去の状況（別記第31号様式）によりその状況を記録しておく。

○資料編 [各種様式] 別記第31号様式 障害物除去の状況

## 第27節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策については、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

#### 1 学校管理者等

##### (1) 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等について定めた学校防災マニュアルの策定に努める。

##### (2) 児童生徒等の安全確保

###### ア 在校中の安全確保

在校中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

###### イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

##### (3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

#### 2 町・道

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は町長が道知事の委任により実施する。

### 第2 応急対象実施計画

#### 1 施設の確保と復旧対策

##### (1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理を行い施設の確保に努める。

##### (2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

##### (3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

##### (4) 仮校舎等の建築



上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討する。

## 2 教育の要領

- (1) 災害状況に応じた特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。
- (2) 特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
  - ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
  - イ 教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
  - ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、保護者の協力を得るようにする。)
  - エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受入れが授業の支障とならないよう留意する。
  - オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。
- (3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

## 3 教職員の確保

町教育委員会及び道教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないようにする。

## 4 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずる。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努める。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努める。

## 5 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理を行う。

- (1) 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 受入施設として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

## 6 授業料等の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、町教育委員会は必要に応じ、次の措置を講ずる

ものとする。

- (1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
- (2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

### 第3 実施状況の記録

学用品の支給を行った場合は、学用品の給与状況（別記第32号様式）により、その状況を記録しておく。

### 第4 文化財保全対策

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（平成17年条例第45号）による文化財の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

○資料編 [各種様式] 別記第32号様式 学用品の給与状況

## 第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理、埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬については、町、厚岸警察署及び釧路海上保安部が実施する。

なお、救助法が適用された場合は、町長が道知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、道知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。

### 第2 実施の方法

#### 1 行方不明者の捜索

##### (1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者

##### (2) 捜索の実施

町長が、釧路東部消防組合浜中消防署、厚岸警察署及び釧路海上保安部に協力を要請し捜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

##### (3) 捜索要請

町において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し、次の事項を明示して捜索を要請する。

ア 行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所

イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等

#### 2 変死体の届出

変死体については、直ちに厚岸警察署に届け出るものとし、その検視後に処理に当たる。

#### 3 遺体の処理

##### (1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者

##### (2) 処理の範囲

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ 遺体の一時保存(町)

ウ 検案

エ 死体見分(警察官、海上保安官)

##### (3) 処理の方法

ア 町は、遺体を発見したときは、速やかに警察官の死体見分及び日本赤十字北海道支部の検案を受け、次により処理する。

(ア) 身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がいる場合は、遺体を引渡す。

(イ) 身元が判明していない場合、遺族等により身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。

イ 遺体は先着順に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。

ウ 遺体収容所は、公共施設等とするが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置し、遺体の収容所とする。

#### (4) 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努める。

### 4 遺体の埋葬

#### (1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

#### (2) 埋葬の方法

ア 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。

イ 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律93号）の規定により処理する。

#### (3) 火葬施設

| 施設名   | 所在地          | 処理能力 | 電話番号    |
|-------|--------------|------|---------|
| 浜中町斎場 | 浜中町茶内東5線40番地 | 1回2体 | 64-2660 |

### 5 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

道は、町の応援要請及び把握した被災状況等に基づき広域火葬の実施が必要と判断した場合は、周辺市町村に協力を依頼するなど、広域火葬に係る調整を行う。

### 6 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行さ

れない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

#### 7 他市町村から漂着した遺体の処理

(1) 遺体の身元が判明している場合は、漂流元の市町村長に連絡の上引き渡す。

ただし、被災地域が災害発生直後において、災害による混乱のため遺族等が直ちに引き取ることができない場合は、町において処理する。

(2) 身元不明の遺体で、かつ、被災地から漂着した遺体であることが推定できない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

#### 8 実施状況の記録

行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬した場合は、次によりその状況を記録しておく。

(1) 行方不明者の捜索

ア 遺体の捜索状況記録簿（別記第33号様式）

イ 救助種目別物資受払簿（別記第11号様式）

(2) 遺体処理台帳（別記第34号様式）

(3) 埋葬台帳（別記第35号様式）

|             |            |            |
|-------------|------------|------------|
| ○資料編 [各種様式] | 別記第 11 号様式 | 救助種目別物資受払簿 |
|             | 別記第 33 号様式 | 遺体の捜索状況記録簿 |
|             | 別記第 34 号様式 | 遺体処理台帳     |
|             | 別記第 35 号様式 | 埋葬台帳       |

## 第29節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、この計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

町長は、被災地における逸走犬等の管理を行う。なお、逸走犬等の保護・収容において町のみで対応することが困難な場合は、道及び近隣市町村に対して必要な人員の派遣、資機材のあっせん等の応援を要請する。

### 第2 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。
- 2 町は、災害発生時において、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。
- 3 町は、次の点について飼い主への啓発を行う。
  - (1) 動物用の避難用品（ケージ、キャリーバック等）や備蓄品の確保
  - (2) 動物のしつけと健康管理
  - (3) 災害時の心構え

### 第3 同行避難

家庭動物との同行避難について、予め町は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること。）を行う。

### 第30節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、この計画の定めるところによる。

#### 第1 実施責任

災害時の家畜飼料の確保等、家畜飼料に関わる応急対策は、町長が実施する。

#### 第2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、農業協同組合等と緊密な連携をとって応急確保に努め、これにより更に不足するときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって釧路総合振興局長を通じ、道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、道は必要に応じ農林水産省畜産局に応急飼料のあっせんを要請する。

##### 1 飼料(再播用飼料作物種子を含む。)

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量(再播用種子については、種類、品質、数量)
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

##### 2 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法(預託、附添等)
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

#### 第3 家畜用水の確保

災害により営農用水施設の破壊又は用水汚染が生じた場合、自家用井戸又は自然河川水の利用を図り、速やかに施設の応急修理を行うとともに災害復旧に努める。

### 第31節 廃棄物等処理計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜の処理等(以下本節において「廃棄物等の処理」という。)の業務については、本計画の定めるところによる。ただし、住居又はその周辺に運ばれた土石、樹木等の除去については、本章第26節「障害物除去計画」によるものとする。

#### 第1 実施責任

- 1 町長は、被災地における廃棄物等の処理を行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施する。
- 2 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときには、町が実施する。

#### 第2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施する。

##### 1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずる。

なお、町長は、基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき適切な分別解体を行うものとする。この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

##### (1) ごみ処理

###### ア 収集

- (ア) 委託業者により実施するが、災害の状況により現有車両によって、完全に収集することが困難な場合は、町有車両の出動又は民間企業からの車両借り上げにより実施する。
- (イ) 収集は効果的な人員、車両、機材等を確保し、被災地の収集に当たっては、地域住民に協力を要請し、食物の残廃物及び感染症の源となるものから収集する。

###### イ 処理

処理処分は災害の状況により埋立て又は一時貯蔵し、後日、処理場にて処理又は焼却する等、環境衛生上支障のない方法で処理する。



ウ 災害廃棄物の仮置き

- (ア) 被災家庭から排出される畳・障子・家具類・家電製品・寝具・衣類・本類・植木類・倒壊家屋や商店等から排出される食料品・紙類・ガラス・陶器類・電気製品等の粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は、必要に応じて環境保全に支障のない仮置場を指定し、地域住民が自己搬入するよう指導するなど、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。
- (イ) 仮置場は、公共用地を優先して指定し、土砂の搬入がないよう監視する。また、衛生害虫等が発生しないよう、町は仮置場の管理を徹底する。

(2) し尿処理

し尿処理場で完全処理に努めるが、災害の状況により完全処理が不可能な場合は一時貯留し、後日処理場で処理する。

(3) 野外仮設共同トイレ

災害の状況によりトイレが倒壊、溢水等の被害を受けた場合、又は水洗トイレを使用している団地等において、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要に応じ、避難所、屋外に共同トイレを設置する。

共同トイレは、必要箇所に最小限度の仮設トイレを設ける。この場合、恒久対策の障害にならぬよう配慮する。

(4) 使用不能建物内のし尿及び汚水処理

被災地における防疫面から、被災した使用不能の建物内便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に処理が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

**2 死亡獣畜の処理**

死亡獣畜の処理は、釧路総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。
- (2) 移動できないものについては、釧路保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずる。
- (3) 前2号において埋却する場合にあつては1 m以上覆土するものとする。

## 第3 2 節 防災ボランティアとの連携計画

災害時における日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPOとの連携については、この計画の定めるところによる。

### 第1 ボランティア団体・NPOの協力

町は、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPOからの協力の申入れ等により、災害応急対策等の実施について労務の協力を受ける。

### 第2 ボランティアの受入れ

町は、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入体制を確保するよう努める。

また、ボランティアの受入れにあたっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

### 第3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPOに依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資機材の輸送及び仕分け・配布
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

#### 第4 ボランティア活動の環境整備

町は、日本赤十字社北海道支部、浜中町社会福祉協議会及びボランティア団体・NPOとの連携を図り、災害時においては、ボランティア活動が迅速・円滑に行われるよう、浜中町社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進める。また、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

### 第33節 労務供給計画

町は災害時において応急対策の必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図る。

#### 第1 供給方法

- 1 町長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、自治会及び被災地区以外の住民を得るものとし、特に必要と認める場合は、釧路公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをする。
- 2 前項により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにする。
  - (1) 職業別、所要労働者数
  - (2) 作業場所及び作業内容
  - (3) 期間及び賃金等の労働条件
  - (4) 宿泊施設等の状況
  - (5) その他必要な事項

#### 第2 作業の種類

- 1 被災者の避難
- 2 医療、助産の移送
- 3 被災者救出のための機械器具、資材の運搬、操作
- 4 飲料水の供給のための運搬、操作、浄水用薬品の配布
- 5 救援物資の支給
- 6 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理
- 7 土木作業、清掃作業
- 8 その他

#### 第3 賃金及びその他の費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担する。
- 2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努める。

#### 第4 実施状況の記録

賃金作業員を雇用した場合は、賃金作業員雇用台帳（別記第32号様式）によりその状況を記録しておく。

○資料編 [各種様式] 別記第32号様式 賃金作業員雇用台帳

### 第34節 職員派遣計画

町長は、災害応急対策、又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は道知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求める。

#### 第1 要請権者

町長又は町の委員会若しくは委員(以下本節において「町長等」という。)

なお、町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、町長にあらかじめ協議しなければならない。

#### 第2 要請手続等

1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

2 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

#### 第3 派遣職員の身分取扱

1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側(以下「派遣側」という。)及び職員派遣受入側(以下「受入側」という。)の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則(以下「関係規定」という。)の適用がある。

ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

- 2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定による。
- 3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定する。
- 4 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用する。
- 5 受入れ側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

### 第35節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画の定めるところによる。

#### 第1 実施体制

救助法による救助は、道知事（釧路総合振興局長）が行う。

ただし、町長は道知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

#### 第2 救助法の適用基準

##### 1 災害が発生した場合

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市町村の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

##### 2 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行う。

| 被害区分<br>町の人口                   | 町単独の場合  | 相当広範囲な場合<br>(全道2,500世帯以上) | 被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合  |
|--------------------------------|---|---------------------------|---------------------------------|
|                                | 住家滅失世帯数   | 区域の住家滅失世帯数                |                                 |
| [浜中町]<br>5,000人以上<br>15,000人未満 | 40  | 20                        | 町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。 |
| 摘 用                            | <p>1 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滅失：全壊、全焼、流失<br/>住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。</li> <li>・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算<br/>住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。</li> <li>・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算<br/>床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。</li> </ul> <p>2 世帯の判定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。</li> <li>(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。</li> </ol> |                           |                                 |

#### 第3 救助法の適用手続

1 町長は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちに次の事項を釧路総合振興局長に報告しなければならない。

(1) 災害発生の日時及び場所

- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 法の適用を要請する理由
- (4) 法の適用を必要とする期間
- (5) 既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み

2 災害の事態が急迫し、道知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに釧路総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

#### 第4 救助の実施と種類

##### 1 救助の実施と種類

道知事は、救助法が適用された場合には、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、道知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

##### (1) 災害が発生した場合

| 救助の種類                | 実施期間  | 実施者区分                              |
|----------------------|---|------------------------------------|
| 避難所の設置               | 7日以内  | 町                                  |
| 応急仮設住宅の供与            | 20日以内に着工、建設工事完了後3か月以内<br>※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能 | 対象者、対象箇所の選定～町設置～道<br>(但し、委任したときは町) |
| 炊き出しその他による食品の供与      | 7日以内  | 町                                  |
| 飲料水の供給               | 7日以内  | 町                                  |
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 10日以内   | 町                                  |
| 医療                   | 14日以内   | 医療班～道・日赤道支部<br>(但し、委任したときは町)       |
| 助産                   | 分娩の日から7日以内                                      | 医療班～道・日赤道支部<br>(但し、委任したときは町)       |
| 災害にあった者の救出           | 3日以内  | 町                                  |
| 住宅の応急修理              | 3か月以内（国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）                  | 町                                  |
| 学用品の給与               | 教科書等 1か月以内<br>文房具等 15日以内                        | 町<br>町                             |
| 埋葬                   | 10日以内   | 町                                  |
| 遺体の搜索                | 10日以内   | 町                                  |
| 遺体の処理                | 10日以内   | 町・日赤道支部                            |
| 障害物の除去               | 10日以内   | 町                                  |

(注) 期間については全ての災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

##### (2) 災害が発生するおそれがある場合

| 救助の種類  | 実施期間                                     | 実施者区分 |
|--------|--|-------|
| 避難所の設置 | 救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで | 町     |



## 2 救助に必要とする措置

道知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

## 第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

○資料編 [各種様式] 別記第12号様式 公用令書等 (別表 第1号様式～第6号様式)